

県が締結する契約に関する条例の施行状況に係る検討について

1 条例の施行状況に係る検討について

県が締結する契約に関する条例の附則において、施行後3年を目途として、条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされていることから、本格施行から3年度目となる平成30年度において、社会経済情勢の変化のほか、特定受注者からの報告や関係団体からの意見、他県の取組状況等を把握しながら、条例の施行状況及び必要な措置の検討を行うこととする。

2 検討の進め方

ア 条例の施行状況の確認

- ・ 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告の実施（条例第8条）
- ・ 関係団体等ヒアリングの実施（労使団体、特定受注者、業界団体等）

イ 先進自治体地調査の実施

- ・ 公契約条例を制定している都道府県及び市区町村への調査を実施

ウ 審議会の開催予定

- ・ 平成30年度第2回岩手県契約審議会（11月下旬を予定）
上記ア、イによる調査結果等を踏まえ、論点整理を行う。
- ・ 平成30年度第3回岩手県契約審議会（H31.2月上旬を予定）
施行状況について検討し、方向性等について審議する。
- ・ 平成31年度以降
引き続き方向性や対応等について審議する。

3 先進自治体地調査について

(1) 調査先候補自治体について

県が締結する契約に関する条例の制定過程においては、先行して公契約条例を制定していた奈良県（手続き型）及び長野県（理念型）を参考とし調査研究を行ってきたところであり、その後、平成30年4月1日時点では、本県を含む6県において公契約が制定されているところ。

また、市区町村においては、都道府県より先行して公契約条例を制定している自治体もあり、条例の運用における課題等について蓄積されているものと思われる。

このことから、本年度の先進自治体地調査として、条例制定県及び市区町村を候補として、調査を実施することとし、その主な調査項目として(3)の項目を想定している。

(2) 都道府県調査先の候補

都道府県名		取組状況等	賃金 条項	報告 制度	罰則 規定	審議 会
1	奈良県	「奈良県公契約条例」 (H26. 7. 10 公布 : H27. 4. 1 施行)	—	○	○	○
2	愛知県	「愛知県公契約条例」 (H28. 3. 29 公布 : H28. 4. 1 施行)	—	○	—	※
3	沖縄県	「沖縄県の契約に関する条例」 (H30. 3. 3 公布 : H30. 4. 1 施行)	—	—	—	○
4	岐阜県	「岐阜県公契約条例」 (H27. 3. 24 公布 : H27. 4. 1 施行)	—	—	—	※
5	長野県	「長野県の契約に関する条例」 (H26. 3. 20 公布 : H26. 4. 1 施行)	—	—	—	○

※愛知県は愛知県公契約に関する協議の場、岐阜県は有識者懇談会を設置している。

【参考】 その他の都道府県における検討状況

検討状況	自治体
検討し制定しない	東京都、大阪府、長崎県 (3 都府県)
検討中 (検討組織を設 置)	神奈川県、島根県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、大 分県 (7 県)
今後、検討を予定	静岡県、滋賀県、島根県、宮崎県 (4 県)
その他 (条例以外の対 応)	京都府 (1 府) ※公契約大綱を策定
検討予定なし	17 県
無回答	9 県

(3) 先進自治体調査における調査項目（案）

調査項目	
【条例の施行状況】	
	・ 特定受注者の法令遵守状況（賃金支払状況、社会保険加入状況等）の報告制度の有無
	・ 条例施行前と比較して落札率の変化について
	・ 条例施行前と比較して予定価格の変化について
	・ 賃金実態調査等の実施の有無（条例に基づいた賃金等の把握及びその状況）
	・ 入札参加資格審査の加点項目として、配慮している項目の有無（WLB、国や県の認証制度への配慮等）
	・ 県の取組状況について（条例の理念等の確保のため、全庁で取り組んでいること）
	・ 条例について総合的な評価
【条例に対する意見等】	
	・ 条例施行後寄せられた意見
	・ 議会での評価、議論
	・ 審議会での議論
	・ 業界団体、労使団体等からのヒアリングの実施の有無
	・ 庁内での意見
	・ 県民への説明、周知の状況（条例施行前後）
【条例運用上の課題】	
	・ 報告制度の運用上の課題（適正な労働条件の考え方、法令遵守状況、違反への対応等）
	・ 罰則規定の適用について
	・ 条例施行前と比較して担当部署の事務量の増加の有無（人員配置等）
	・ 条例施行前と比較して受注者の事務量の増加の有無
	・ 条例施行前と比較して自治体の財政負担の増加の有無（県契約の積算をする上での予算上の配慮や積算根拠の例示等）
	・ 報酬下限額（賃金条項）の設定に関する意見の有無
	・ 報酬下限額の設定に関する根拠等（最低賃金、設計労務単価等）
	・ 条例の運用や今後の検討の方向性について